大和市告示第51号

大和市養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市養育支援訪問事業実施要綱(平成20年大和市告示第227号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「ひきこもり等」を「保護者の精神疾患等により、」に、「養育上の」を「養育に」に改める。

第3条第1項第1号ウ中「ひきこもり等」を「保護者の精神疾患等により、」に、「養育上の」 を「における養育に」に改め、同条第3項本文を次のように改める。

訪問員の派遣期間は、1回の支給決定につき3月以内とし、訪問時間は、60時間を上限とする。

第4条第1項中「養育支援訪問事業を利用しようとする者」を「第2条に規定する家庭(以下「対象家庭」という。)の者で、養育支援訪問事業を利用しようとするもの」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、申込書の提出を受けたときは、当該家庭の情報収集等を行い、当該家庭の養育状況を把握した上で、適切な養育に向けて必要な支援の内容(支援時間及び支援期間を含む。)を記した支援計画書を作成するものとする。

第4条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「ときは、」の次に「第2項の支援計画書を 作成して」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、前項の支援計画書に基づき支援の要否を決定し、支援を決定するときは大和市養育支援 訪問事業利用承認通知書により、支援の必要がないときは大和市養育支援訪問事業利用不承認通知 書により、申込みをした者に通知するものとする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項第2号中「第2条に規定する」を削り、同条を第7条とする。

第5条中「前条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。 (支援内容の変更)

第5条 前条第3項の規定により決定を受けた支援内容の変更を受けようとする者は、大和市養育支援訪問事業利用変更申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、支援内容の変更の要否を決定し、支援内容を変更するときは大和市養育支援訪問事業利用変更承認通知書により、支援内容の変更が必要ないときは大和市養育支援訪問事業利用変更却下決定通知書により、申込みをした者に通知するものとする。

別表第2中

Γ

Γ			
·	第2号様式	大和市養育支援訪問事業利用承認通知書	第4条関係
	第3号様式	大和市養育支援訪問事業利用不承認通知書	第4条関係
	第4号様式	大和市養育支援訪問事業利用辞退届出書	第5条関係
	第5号様式	大和市養育支援訪問事業利用取消通知書	第6条関係
	第6号様式	大和市養育支援訪問事業受託実績報告書	第7条関係

を

第2号様式	支援計画書	第4条関係
第3号様式	大和市養育支援訪問事業利用承認通知書	第4条関係
第4号様式	大和市養育支援訪問事業利用不承認通知書	第4条関係
第5号様式	大和市養育支援訪問事業利用変更申込書	第5条関係
第6号様式	大和市養育支援訪問事業利用変更承認通知	第5条関係
	書	
第7号様式	大和市養育支援訪問事業利用変更却下通知	第5条関係
	書	
第8号様式	大和市養育支援訪問事業利用辞退届出書	第6条関係
第9号様式	大和市養育支援訪問事業利用取消通知書	第7条関係
第10号様式	大和市養育支援訪問事業受託実績報告書	第8条関係

に改める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。